

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		日常生活用具レンタル料助成申請及び請求に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市日常生活用具レンタル料助成事業実施要綱第2条、第3条、第4条及び第5条
標準 処理 期間	根拠条項	栃木市日常生活用具レンタル料助成事業実施要綱第5条第3項
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	申請：未設定 請求：請求書を受領した日の属する月の翌月末日まで
審査 基準	根拠条項	栃木市日常生活用具レンタル料助成事業実施要綱第2条、第4条及び第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 助成を受けられる者</p> <p>市内に住所を有する在宅の65歳以上の者で、市長が必要と認める者。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める居宅介護サービス費又は同法第53条第1項に定める居宅支援サービス費の支給を受けられる者及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める用具の給付措置により、指定用具の給付を受けられる者を除く。</p> <p>2 助成申請</p> <p>助成を受けようとする者は、レンタルの開始日から起算して30日以内に栃木市日常生活用具レンタル料助成申請書に指定用具レンタルに関する指定居宅サービス事業者との契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 助成請求</p> <p>交付決定を受けた者は、栃木市日常生活用具レンタル料補助金交付請求書に指定用具レンタル料に係る領収書を添えて、市長に提出しなければならない。日常生活用具レンタル料助成の交付は、原則として口座振替により行う。また、助成金の請求を受けたときは、請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに助成金を交付するものとする。</p>	